

# ■ 手数料について



## 申立手数料

**無料**

## 成立手数料

和解が成立した場合には、解決額として示された紛争の価額を基準として、手続の中で合意した当事者間の割合（原則として折半）で負担していただきます。

紛争の価額(A)	成立手数料額
300万円まで	A×4%
300万円を超え1500万円まで	A×1.5%+7万5千円
1500万円を超え3000万円まで	A×1%+15万円
3000万円を超え5000万円まで	A×0.5%+30万円
5000万円を超え1億円まで	A×0.35%+37万5千円

※別途消費税がかかります。

たとえば！



隣地のブロック塀が倒れて、200万円相当の自動車が破損し、相手方から100万円の賠償を受けた場合。

解決額として示された紛争の価額は100万円なので、成立手数料は40,000円（消費税別）。したがって、折半の場合、20,000円（消費税別）がそれぞれの負担する成立手数料となります。

# 災害時ADR ■ 申立窓口一覧

〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3

**弁護士会館**  
丸の内線霞ヶ関駅 B1b 出口徒歩0分

## 東京弁護士会 紛争解決センター

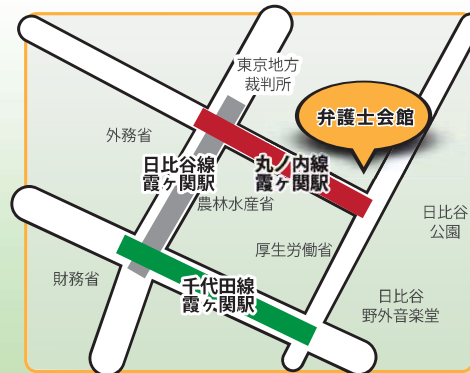
弁護士会館 6階 TEL **03-3581-0031**  
受付時間 平日 9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00

## 第一東京弁護士会 仲裁センター

弁護士会館 11階 TEL **03-3595-8588**  
受付時間 平日 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00

## 第二東京弁護士会 仲裁センター

弁護士会館 9階 TEL **03-3581-2249**  
受付時間 平日 9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00



まずはお電話ください

# 災害時ADR

Alternative Dispute Resolution  
裁判外 紛争 解決

災害によるトラブルの解決は弁護士会にお任せ

災害を原因として発生したトラブルについて、  
弁護士が間に入って話し合いを行い、  
早期に解決することを目指す手続です。

迅速！

適正！

納得！

円満！

低額！

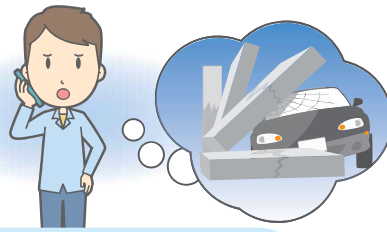


東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

※常設のADRではなく災害発生時に実施される特別な手続です

電話・申立はいつでもOK!!

# Q&A



## Q1 災害時ADRとは何ですか？

災害を原因として発生したトラブルについて、弁護士が間に入って話し合いを行い、早期に解決することを目指す手続です。

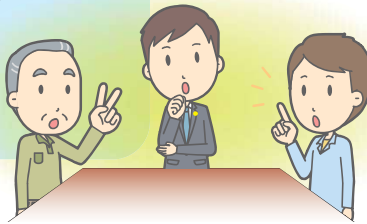
裁判所の訴訟とは異なり、損害賠償などの法的責任以外の事項について話し合うこともできます。証拠に基づいて責任の有無を明確にする手続ではありませんので、証拠が十分にそろっているかどうかにかかわらず、当事者間の自主的な紛争解決を支援します。手続は、災害時ADRが行われていること自体も含めて、非公開です。なお、災害時ADRの申立てには、時効中断の効力はありませんのでご注意ください。

## Q2 どのようなトラブルを解決してくれるのですか？

災害を原因として発生したトラブルであれば、分野を問いません。近隣トラブル、借地・借家、境界問題、契約の解除、雇用問題など。

例)

- 隣の家のブロック塀が地震により倒れて、自動車が破損してしまった。
- 地震により借家が一部壊れてしまったが、大家さんが直してくれない。
- 地震後突然解雇されてしまった。



## Q3 申立てはどのようにするのですか？

郵送またはFAXにより、申立書を提出していただきますが、弁護士がお電話で具体的な申立内容をお伺いすることもあります。

## Q4 どのように話し合いを行うのですか？

経験豊富な弁護士が、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で和解による解決を目指します。

## Q5 時間はどのくらいかかりますか？

申立てから解決まで2か月程度の時間で解決することを目指します。

## Q6 費用はどれくらいかかりますか？

申立手数料は無料です。和解が成立した場合、成立手数料が発生します。成立手数料は、後記「手数料について」をご参照ください。

## Q7 場所はどこで行われますか？

原則として弁護士会館ですが、場合により現地などで開催することも可能です。お問合せください。

## 災害時ADRの手続の流れ

